

新	旧
地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議の開催について	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議の開催について
<p>1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)を踏まえ、対象となる関係省庁所管の基幹業務等システムの統一・標準化が円滑に進むよう、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議(以下「会議」という。)を開催する。</p> <p>2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができる。</p> <p>議長 デジタル審議官</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) デジタル庁統括官 デジタル庁審議官 内閣府大臣官房審議官(経済社会システム担当) <u>こども家庭庁長官官房長</u> 総務省自治行政局長 法務省民事局長 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省総括審議官</p>	<p>1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、対象となる関係府省所管の基幹業務等システムの統一・標準化が円滑に進むよう、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議(以下「会議」という。)を開催する。</p> <p>2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができる。</p> <p>議長 デジタル審議官</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) デジタル庁統括官 デジタル庁審議官 内閣府大臣官房審議官(経済社会システム担当) <u>内閣府子ども・子育て本部統括官</u> 総務省自治行政局長 法務省民事局長 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 <u>厚生労働省政策統括官(総合政策担当)</u> <u>厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当、労使関係担当)</u></p>

<p>3. 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。</p> <p>4. 会議及び幹事会の庶務は、関係省庁の協力を得て、デジタル庁において処理する。</p> <p>5. 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>3. 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。</p> <p>4. 会議及び幹事会の庶務は、関係省庁の協力を得て、デジタル庁において処理する。</p> <p>5. 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</p>
--	--